# 【EU】高度外国人材受入れ促進のための EU ブルーカード指令

海外立法情報課 濱野 恵

\*2021 年 10 月、一定の要件を満たす EU 域外の第三国の高度外国人材に EU ブルーカードを 発行し、保有者やその家族の権利等を規定する EU ブルーカード指令が改正された。

## 1 背景・経緯

2009 年 5 月、EU 域外の第三国からの高度な資格を有する人材の受入促進を目的に、一定の要件を満たす第三国国民に「EU ブルーカード」という域内共通の滞在・就労許可証を導入する指令(Council Directive 2009/50/EC. 以下「旧指令」)が制定された。しかし、EU ブルーカードの利用は、知名度の低さや手続の煩雑さ等を理由に低調であり、利用者が特定の国に偏っていること等も課題として指摘されていた<sup>1</sup>。

2016年6月、EU の行政執行機関である欧州委員会は、旧指令を廃止し、新たな EU ブルーカード指令を制定する指令案(COM(2016) 378)を公表した。2017年9月、EU 加盟国(以下「加盟国」)の閣僚級代表から成る EU 理事会、欧州議会及び欧州委員会は、指令案に関する非公式の協議を開始したが、協議は難航した。

2020年9月、欧州委員会は、新移民・難民協定(COM(2020) 609)を公表し、その中で、移民・難民に関する包括的な取組に必要な施策の1つとして、EUブルーカード指令案の早期成立を推進することを掲げた<sup>2</sup>。これを受けて、2021年5月、同指令案の修正内容に関するEU理事会、欧州議会及び欧州委員会の非公式の合意が成立した。欧州議会及びEU理事会での正式採択を経て、同年10月20日、「高度な資格を要する職に就くことを目的とした第三国国民の入国及び滞在条件に関して規定し、理事会指令2009/50/ECを廃止する2021年10月20日の欧州議会及びEU理事会の指令(EU)2021/1883」<sup>3</sup>(以下「新指令」。全6章33か条及び附則2部)が制定され、同年11月17日に施行された。

加盟国は、2023 年 11 月 18 日までに新指令の内容を国内法令等で実施しなければならない (第 31 条)。 旧指令は、2023 年 11 月 19 日から廃止される (第 30 条)。 なお、新指令は、デンマーク及びアイルランドには適用されない (前文 69、70)  $^4$ 。

#### 2 新指令の概要

(1) 目的、定義

新指令は、高度な資格を要する職に就く者の入国及び滞在や、家族呼び寄せに関する条件を

外国の立法 No.290-2 (2022.2)

<sup>\*</sup> 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年1月12日である。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 背景・経緯については、次を参照。Marie Lecerf, "Revision of the EU Blue Card Directive," *Briefing*, 2021.7. European Parliament website <a href="https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2017/603942/EPRS">https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2017/603942/EPRS</a> BRI(2017)603942 EN.pdf>

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 濱野恵「【EU】新移民・難民協定の公表」『外国の立法』No.286-2, 2021.2, p.31. <a href="https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo">https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo</a> 11633273 po 02860213.pdf?contentNo=1>

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Directive (EU) 2021/1883 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2021 on the conditions of entry and residence of third-country nationals for the purpose of highly qualified employment, and repealing Council Directive 2009/50/EC, OJ L382, 2021.10.28, p.1. <a href="http://data.europa.eu/eli/dir/2021/1883/oj">http://data.europa.eu/eli/dir/2021/1883/oj</a>>

<sup>4</sup> デンマーク及びアイルランドは、EU 域外との国境管理政策、移民・難民政策、警察・刑事司法協力、民事司法協力を含む「自由・安全・司法領域」分野の EU 立法からのオプトアウト (適用除外) が認められている。庄司克宏『新 EU 法 政策篇』岩波書店, 2019, pp.174-176.

規定する(第1条)。

高度な資格を要する職に就く者とは、入国先の加盟国の法令で被雇用者として保護され、有償で就労し、高等専門資格を有する者をいう。高等専門資格とは、高等教育資格(大学卒業程度以上)又は高等専門技術をいう。高等専門技術とは、情報通信技術サービスの管理者・専門職については、EU ブルーカードの申請前 7 年間に 3 年以上の職務経験を有することをいう。これ以外の職種については、加盟国が国内法令等で定める場合に限り、5 年以上の職務経験を有することをいう(第 2 条、附則 I)。

## (2) 申請要件、有効期間

EU ブルーカードの申請者は、6 か月以上の有効な雇用契約があること、申請する職務に関連した高等専門資格を有すること、疾病保険に加入していること等の証明書類を提出しなければならない(第 5 条第 1 項)。申請者の年収は、当該加盟国の平均年収以上 1.6 倍以下で、入国先加盟国が定める基準額以上でなければならない。ただし、第三国の人材需要が特に高い職種の管理職・専門職、高等教育資格取得後 3 年以内の者に関しては、加盟国は、基準額を緩和し、当該加盟国が定める基準額の 80%以上(ただし、当該加盟国の平均年収以上の額)とすることができる(第 5 条第 3 項から第 5 項まで)。

EU ブルーカードは、EU 共通の様式により、加盟国の所轄官庁が発行する。有効期間は、原則 24 か月以上で加盟国が定める期間とする(第9条)。

### (3) EU ブルーカード保有者の就労に関する権利

加盟国は、EU ブルーカード保有者が就労開始から12か月以内に雇用先を変更する場合、当該加盟国の所轄官庁にその旨を通知するよう求めることができ、かつ、労働市場の状況に鑑みて変更先のポストが国内労働者では充足不可能であることの確認を雇用先変更の条件とすることができる。就労開始から12か月経過後は、加盟国は、雇用先変更の通知のみを求めることができる(第15条第2項、第3項)。

加盟国は、EU ブルーカードの保有期間が 2 年未満の者については失業期間が 3 か月超、2 年以上の者については失業期間が 6 か月超でない限り、EU ブルーカードの取消しや更新拒否はできない(第 8 条第 5 項)。EU ブルーカード保有者は、失業期間中、加盟国の所轄官庁に通知し、求職活動を行うことができる(第 15 条第 4 項)。加盟国は、EU ブルーカード保有者が、高度な資格を有する職を補う副業として、自営業やその他の職務に従事することを許可することができる(第 15 条第 5 項から第 7 項まで)。

EU ブルーカード保有者は、労働条件等に関し、当該 EU ブルーカードを発行した加盟国の国民と平等の取扱いを受けなければならない(第 16 条)。

#### (4) EU ブルーカード保有者の家族帯同、長期滞在資格、EU 域内の移動に関する優遇措置

EU ブルーカード保有者は、家族呼び寄せに関し、その要件の緩和、審査期間の短縮、呼び寄せた家族の就労等に関し優遇措置を受ける(第 17 条)。また、EU ブルーカード保有者は、EU 長期滞在者資格5を得るための要件緩和等の優遇措置も受ける(第 18 条)。さらに、EU ブルーカード保有者は、最初に EU ブルーカードを発行した加盟国での滞在が 12 か月間経過後は、家族を伴って、当該加盟国以外の加盟国に入国し、滞在する権利が付与される(第 21 条、第 22 条)。

\_\_\_

<sup>5</sup> 一定期間以上、合法的に加盟国に滞在している第三国国民に対し、就労、教育、社会保障等に関して、EU 加盟国国民と同様の権利を認める滞在資格。